

宮津市公報

令和3年2月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

告 示

- 1 宮津市地域内消費拡大事業実施要綱…………… 1
- 2 地縁による団体の認可（喜多8区会）…………… 2
- 3 市道路線の区域変更…………… 3
- 4 指定地域密着型サービス事業者の指定…………… 4
- 5 第1号通所事業（通所介護相当サービス事業）指定事業者の指定…………… 4
- 6 宮津市飲食店等応援商品券事業実施要綱の一部を改正する要綱…………… 4

公 告

- 1 宮津市営住宅等の入居者の公募…………… 5
- 2 農用地利用集積計画の縦覧…………… 5
- 3 宮津市の公共施設に設置する自動販売機設置者の公募による入札選定…………… 6

教 育 委 員 会

《告 示》

- 1 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 10

農 業 委 員 会

《告 示》

- 1 宮津市農業委員会定例総会の招集…………… 11

告 示

宮津市告示第 1 号

宮津市地域内消費拡大事業実施要綱を次のように定める。

令和 3 年 1 月 15 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市地域内消費拡大事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内経済の活性化及び事業者支援を行うとともに、市民等の生活支援を行うため、プレミアム付商品券の発行、販売等を行う宮津市地域内消費拡大事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プレミアム付商品券 前条の目的を達成するために、本市が販売するプレミアム付きの商品券をいう。
- (2) 特定取引 プレミアム付商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証券その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったプレミアム付商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。
- (4) 個店 建物内の店舗面積の合計が1,000平方メートルを超える小売店舗を除いた店舗
- (5) 受託事業者 この要綱の事業の委託業務として、特定事業者の募集及び管理、プレミアム付商品券の販売及び換金等に関する業務を本市から受託した者をいう。

(プレミアム付商品券の内容等)

第 3 条 プレミアム付商品券は、1 万 3 千円分のプレミアム付商品券を 1 万円で販売するものとする。

- 2 プレミアム付商品券の 1 枚当たりの額面は 1 千円とし、13 枚を 1 単位として販売するものとし、その販売総数は 2 万単位とする。
- 3 プレミアム付商品券 1 単位 13 枚の内訳は、次のとおりとする。
 - (1) 全店共通券(8 枚) 特定事業者の全店舗で使用することができるもの
 - (2) 個店限定券(5 枚) 特定事業者のうち、個店に限り使用することができるもの(プレミアム付商品券の使用範囲等)

第 4 条 プレミアム付商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 プレミアム付商品券の使用期間は、市長が別に定める期間とする。
- 3 特定取引に使用されたプレミアム付商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。
- 4 プレミアム付商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 5 プレミアム付商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 6 プレミアム付商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 不動産や金融商品
 - (2) たばこ
 - (3) 他のプレミアム付商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課

(プレミアム付商品券の販売等)

第5条 受託事業者は、プレミアム付商品券を販売し、その売上金はプレミアム付商品券の換金のための原資の一部として用いるものとする。

2 プレミアム付商品券の販売期間は、市長が別に定める期間とする。

(特定事業者の登録等)

第6条 受託事業者は、別に定める募集要項により特定事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該特定事業者審査結果通知を交付するものとする。

2 市内の商店街振興組合(商工会、事業協同組合等をいう。)は、その構成員である事業者に代わって、前項に規定する応募をすることができる。

(特定事業者の責務)

第7条 特定事業者は、前条第1項の募集要項に定める事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引においてプレミアム付商品券の受け取りを拒んではならないこと。
- (2) プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 本市及び受託事業者と適切な連携体制を構築すること。

2 受託事業者は、特定事業者が前条第1項の募集要項に反する行為を行ったときは、本市と協議の上、当該取扱店の登録を取り消すことができる。

(プレミアム付商品券の換金手続)

第8条 受託事業者は、特定取引においてプレミアム付商品券が使用された場合は、第5条第1項の売上金及びプレミアム相当額を加算した額を原資に、特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 特定事業者は、受託事業者に対し、特定事業者であることを証明する書類等を提示するとともに、特定取引において受け取ったプレミアム付商品券を提出して、券面記載の金額での換金を市長が定める期日までに申し出なければならない。

3 換金の方法は、受託事業者から特定事業者の預金口座への振替の方法により行うものとする。

(地域活性化事業)

第9条 受託事業者は、プレミアム付商品券の販売等の機会を活かし、さらなる地域消費の喚起、商店街等のにぎわいの活性化に資する地域活性化事業等を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の地縁による団体の認可を行ったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年1月18日

宮津市長 城崎雅文

認可を行った地縁による団体

1 名称 喜多8区会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦及び連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理

- (4) 各種団体との連絡調整
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

3 区 域

宮津市字喜多

小字宮ノ前 677番地の3、677番地の9、678番地の1、681番地の1、682番地の1、684番地の1、685番地の1、686番地の1、687番地の1

小字宮ノ上 689番地の1、691番地の1、692番地の1、693番地、694番地、696番地の1、697番地の1、699番地の1、699番地の2

小字丸山 767番地の1、769番地の1、778番地の5、779番地の1、780番地の1、781番地、783番地の1、790番地の1、791番地

小字横町 1248番地の1、1249番地、1249番地の1、1263番地の1、1266番地の1、1267番地、1268番地、1269番地、1270番地、1271番地、1272番地の1、1272番地の2、1272番地の3、1273番地、1274番地の3、1275番地の1、1276番地、1276番地の1、1277番地の1、1277番地の2、1277番地の3、1278番地、1280番地の1、1281番地の1、1282番地の1、1285番地、1305番地

小字礼場 1251番地の1、1252番地、1253番地、1254番地の1、1254番地の2、1255番地、1256番地の1、1257番地の1、1260番地、1261番地、1262番地、1286番地、1287番地の3、1288番地、1289番地、1289番地の1、1290番地、1290番地の1、1291番地の1、1291番地の3、1292番地の1、1293番地の2、1294番地の1、1296番地、1296番地の2、1297番地、1298番地の1、1299番地の1

小字城山 1334番地

小字荒堀垣 2651番地の1、2652番地の1、2653番地の1、2654番地の1、2655番地の1

以上の区域

4 主たる事務所の所在地 宮津市字喜多小字礼場1288番地

5 代表者の氏名及び住所

氏 名 伊 藤 秀 樹

住 所 宮津市字喜多1289番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無

7 代理人の有無 無

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 令和3年1月18日

* * *

宮津市告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において、令和3年1月27日から令和3年2月10日まで縦覧に供する。

令和3年1月27日

宮津市長 城 崎 雅 文

路線名	道路の区域			
	区 間	変 更 の 前 後 別	敷地幅員(m)	延長(m)
松原八幡	(起点) 宮津市字松原 545-1	前	4.3~6.0	240.3
	(終点) 宮津市字宮村 小字辻町 1125-7	後	4.3~6.0	288.8

* * *

宮津市告示第4号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年1月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 介護保険事業所番号 2692000108
- 2 事業所の名称 デイサービス楓
- 3 事業所の所在地 京都府与謝郡伊根町字大原494番地
- 4 事業者の名称 next care株式会社
代表取締役 岡 真 矢
- 5 主たる事務所の所在地 京都府与謝郡伊根町字大原494番地
- 6 指 定 年 月 日 令和3年2月1日
- 7 サービス事業の種類 地域密着型通所介護

* * *

宮津市告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者を次のとおり指定した。

令和3年1月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 介護保険事業所番号 2692000108
- 2 事業所の名称 デイサービス楓
- 3 事業所の所在地 京都府与謝郡伊根町字大原494番地
- 4 指 定 申 請 者 next care株式会社
代表取締役 岡 真 矢
- 5 主たる事務所の所在地 京都府与謝郡伊根町字大原494番地
- 6 指 定 年 月 日 令和3年2月1日
- 7 サービス事業の種類 第1号通所事業（通所介護相当サービス）

* * *

宮津市告示第6号

宮津市飲食店等応援商品券事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年1月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市飲食店等応援商品券事業実施要綱の一部を改正する要綱
宮津市飲食店等応援商品券事業実施要綱（令和2年告示第106号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項第2号中「令和3年1月31日」を「令和3年2月28日」に改める。
第6条第5項中「令和3年2月28日」を「令和3年3月31日」に改める。

第14条第2項中「令和3年3月15日」を「令和3年4月15日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第1号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

令和3年1月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 公募する住宅

団 地 名	所 在 地	種 別	家 賃 (月 額)	戸 数	規 格
みやづ城東タウン (若者向け住宅)	宮津市字惣	A、B棟	39,000円	2	3DK

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。

ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和3年2月1日（月）から令和3年2月15日（月）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

6 選考方法

入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

7 入居時期 令和3年3月19日(予定)

————— * * * —————

宮津市公告第2号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和2年度農用地利用集積計画（令和3年1月20日付け宮農委第48号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和3年1月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和3年1月22日
至 令和3年2月5日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— * * * —————

宮津市公告第3号

宮津市の公共施設に設置する自動販売機設置者を公募による入札によって選定することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告します。

令和3年1月22日

宮津市長 城崎雅文

1 入札物件

物件番号	設置施設	設置場所	所在地	設置場所の寸法 上段：幅 下段：奥行	設置台数	最低年額 使用料	回収 ボックス	特記仕様	担当部署
1	宮津市役所	本館1階 玄関ホール	柳縄手 345-1	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000 円	不要	特になし	企画財政部 財政課 資産活用係 (0772-45-1611)
2	宮津市役所	新館2階 食堂前	柳縄手 345-1	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000 円	不要	特になし	
3	宮津市役所	別館3階 旧産業経済部 執務室前ホール	本町789	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000 円	不要	特になし	
4	中央公民館	1階ロビー	鶴賀2164	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000 円	必要	特になし	教育委員会事務局 社会教育課 社会教育係 (0772-45-1642)
5	宮津まちなか 地域振興拠点 施設 (立体駐車場)	1階西側出入口	浜町3006	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000 円	必要	特になし	産業経済部 商工観光課 商工係 (0772-45-1663)

- (1) 宮津市役所は、宮津市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）に規定する日が閉庁日である。
- (2) 中央公民館の開館時間等は、宮津市中央公民館使用条例施行規則（昭和43年教委規則第1号）第2条に規定するとおりである。
- (3) 設置場所の寸法には、原則、放熱スペース等を含む。ただし、回収ボックスのスペースは含んでいない。
- (4) 設置可能台数を超える台数の設置はできない。
- (5) 複数の物件に応募することは可能である。

2 入札参加資格要件

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす法人又は個人に限り入札に参加することができる。

(1) 宮津市内に営業所を有する者又は宮津市民（物件番号5については宮津市外の者も可）。

(2) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 営業の許可を受けていない未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

ウ 入札申込書等入札参加資格の確認に必要な書類を提出する時に地方税を滞納している者

エ 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした日から2年を経過していない者

オ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した日から2年を経過していない者

カ 自動販売機設置者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた日から2年を経過していない者

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた日から2年を経過していない者

- ク 正当な事由がなく契約を履行しなかった日から2年を経過していない者
ケ エからクのいずれかに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した日から2年を経過していない者
(3) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。

3 入札条件等

(1) 自動販売機設置スペースの使用許可期間

- ア 設置スペースの使用許可の期間（以下「設置許可期間」という。）は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
イ アに定める期間の利用状況等を踏まえ、引き続き設置していくことが適当と認められるときは、当初の入札条件を変更しないことを前提として、設置許可期間終了日の翌日から2年を限度に使用許可の更新を行う。
ウ 設置許可期間の期間中であっても、公用又は公共用に供するため必要とするときは、当該使用の許可を取り消す場合がある。

(2) 設置スペースの使用料

- ア 自動販売機設置者に決定した者は、物件ごとに決定した者が入札した価格を市長の定める日までに納入しなければならない。

(3) 設置する自動販売機の条件

- ア 販売品目はアルコール飲料を除くものとし、コーヒー・お茶・紅茶・ジュース・フローズン・乳飲料等から季節に応じて売れ筋となる販売品目を具体的に提案すること。
イ 販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。（個別に販売価格の条件がある場合は、当該販売価格を上回る価格としないこと。）
ウ 設置する自動販売機は、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダー等）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機とするほか、閉館時間や閉館日はタイマー等の設置による自動点灯・消灯などの環境対応機能を備えた自動販売機とすること。

(4) 自動販売機の設置に際しての条件

- ア 自動販売機の設置位置は、物件ごとに自動販売機設置位置図に示した場所とし、指定した外形寸法の上限を超えないものとする。
イ 自動販売機の設置に際しては、据付面を十分に確認し、転倒防止措置を講じること。
ウ 設置に当たっては、コンセントローフに対して、差込プラグを一つとすること。
エ 電力使用量計測用子メーターを設置すること。
オ 物件番号4及び5については、販売する飲料水等の容器に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、自販機設置者の責任で適切に回収すること。

(5) 自動販売機の設置・撤去に要する費用等

- ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーターの設置費等を含む。）及び維持管理等に係る一切の費用並びに自動販売機の運転に必要な光熱水費は、自販機設置者の負担とする。
イ 自動販売機の運転に必要な光熱水費は、市長の定める日までにその全額を納入しなければならない。

(6) 維持管理責任

- 設置許可期間前及び期間中は、次のことを遵守すること。
ア 設置許可期間中に法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消しを受けていないこと。（該当の場合のみ）
イ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。
ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならないこと。
エ 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理は、自販機設置者が責任をもって行うこと。なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を宮津市に提出すること。また、商品の賞味期限に注意するとともに在庫及び補充管

理を適切に行うこと。

オ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、自販機設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

カ 盗難事故や破損事故等による損害は、宮津市の責によることが明らかな場合を除き、全て自販機設置者が負うこと。

(7) その他

ア 販売品の納入、廃棄物の搬出等を行う時刻及び経路について、宮津市の指示に従うこと。

イ 販売品目等自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて宮津市と協議し、その指示に従うこと。

ウ 自販機設置者は、設置許可期間満了により自動販売機を撤去する場合は、設置許可期間内に原状回復すること。

エ 自販機設置者の自己都合により、自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の1か月前までに宮津市に書面により通知すること。なお、この場合は既に納めた使用料は還付しない。

オ エにより自動販売機を撤去する場合又は「4 使用許可の取消し」のいずれかに該当し設置の許可が取り消された場合、自販機設置者は速やかに原状回復すること。

カ 原状回復に係る一切の補償を宮津市に請求することはできないものとする。

キ その他物件ごとに宮津市が定める事項に従うこと。

4 使用許可の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、既に納めた使用料は還付しない。

ア 許可場所を公用又は公共用に供する必要が生じた場合

イ 宮津市の都合により使用許可を取り消す必要が生じた場合

ウ 使用許可の条件に違反する行為があると認められる場合

エ 自販機設置者が入札参加資格を失った場合

オ 自販機設置者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

(2) 前号のウからオまでのいずれかに該当する場合は、当該取消しの日から3年間宮津市が実施する自販機設置者を選定する入札に参加できないものとする。

5 入札申込等

(1) 入札申込

入札に参加しようとする者は、入札申込書に次に掲げる書類を添えて宮津市に提出しなければならない。

ア 申込物件チェックリスト

イ 誓約書

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

※ 入札申込日前3か月以内に発行されたものに限る（コピー可）。

エ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は許認可等の免許証の写し

オ 販売品目等一覧表

カ 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書））

※ 提出日前3か月以内に発行されたものに限る（コピー可）。

キ 役員調書（法人の場合のみ）

ク 自動販売機の管理関係等に関する届出書

ケ 地方税納税証明書（滞納がないことの証明書）

※ 提出日前3か月以内に発行されたものに限る（コピー可）。

(2) 入札申込期間等

ア 入札申込書の受付期間：令和3年2月8日（月）～令和3年2月17日（水）必着

イ 入札申込書の受付場所及び送付先：〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1

宮津市企画財政部財政課資産活用係（本館3階）

※ 持参される場合の受付時間は、平日午前9時から午後5時までとする。

※ 郵送での申込みは、簡易書留（又は書留）とし、普通郵便で送付された場合で受付期間内に到着しなかった場合は受け付けない。

※ 申込に必要な書類が受付期間内に到着しない場合や書類の不備があった場合は受け付けない。

い。

※ 電話、ファックス又はインターネットによる申込みは受け付けない。

6 入札日時、場所及び持参するもの

- (1) 入札日時 令和3年2月22日(月)午前11時
- (2) 入札場所 宮津市役所第2会議室(本館南棟1階)
- (3) 持参するもの

ア 入札書

イ 印鑑

個人の場合は認印。法人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印の印鑑とすること。

ウ 委任状(代理人が入札する場合のみ)

委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印すること。なお、入札申込者本人の印鑑登録証明書(本入札日前3か月以内に発行されたもの)を添付すること。

エ 筆記用具(黒の万年筆又はボールペン)

7 入札の方法

- (1) 入札は、入札参加資格が確認できた者(以下「入札者」という。)のみによって行う。
- (2) 入札会場に入室できる者は、2名までとする。
- (3) 入札書は、宮津市の入札書を使用すること。
- (4) 入札書には、入札者の住所、氏名(代理人が入札する場合は入札者及び代理人の住所及び氏名)を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑(委任状の「代理人使用印」の欄に押印したもの)を必ず押印すること。
- (5) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」記号を記入すること。
- (6) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければならない。
- (7) 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (8) 入札前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けること。
- (9) 入札書は、定形封筒に封入して封印し、係員の指示により入札箱に投函すること。

8 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行う。

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が宮津市の定めた最低年額使用料以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができない。
- (3) 落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を入札者に知らせるものとする。
- (4) 落札者は、宮津市からの落札決定書をもって自販機設置者となる。

10 入札の変更等

- (1) 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがある。
- (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。
- (3) 入札書の無効

次のいずれかに該当する場合の入札書は無効とする。

- ア 最低年額使用料を下回るもの
- イ 入札参加資格がない者が入札したもの
- ウ 指定の期間内に提出しなかったもの
- エ 入札価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの又はこれらが分明でないもの
- オ 申込物件チェックリストにチェックのなかった物件に入札したもの（その入札のみ無効）
- カ 入札書の訂正をしたもの
- キ 入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの
- ク その他入札に関する条件に違反したもの

11 自販機設置者の提出書類

自販機設置者に決定した者は、宮津市が指定する期日までに次の書類を提出すること。

- (1) 設置場所の図面
- (2) 設置する自動販売機のカタログ（仕様、寸法及び消費電力等がわかるもの）
- (3) 自動販売機の管理関係等に関する届出書
※入札参加申込書に添付した「自動販売機の管理関係等に関する届出書」の内容と異なる場合
- (4) 行政財産一時使用許可申請書（物件番号1から3まで及び5の自販機設置者）
- (5) 教育財産一時使用許可申請書（物件番号4の自販機設置者）

12 自動販売機設置者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、自販機設置者としての決定を取り消し、当該取消しの日から3年間宮津市が実施する自販機設置者を選定する入札に参加できないものとする。

- (1) 正当な事由なくして、宮津市が指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合
- (2) 自販機設置者が入札参加資格を失った場合
- (3) 自販機設置者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

13 その他

使用許可の手續及び履行に関する一切の費用については、自動販売機設置者の負担とする。

14 入札に関する問い合わせ

宮津市企画財政部財政課資産活用係（本館3階）

電話：0772-45-1611（直通）

FAX：0772-25-1691

※個々の入札物件に関する問い合わせは、別添「入札物件一覧表」の各担当部署とする。

教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第1号

令和3年第1回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年1月21日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

- 1 日時 令和3年1月26日（火）午前9時00分
- 2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第 1 号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和 3 年 1 月 7 日

宮津市農業委員会
会長 関 野 掲 司

1 日 時 令和 3 年 1 月 14 日 (木) 午前 9 時 30 分

2 場 所 宮津市中央公民館 (みやづ歴史の館) 3 階 大会議室

3 議 題

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について

議案第 2 号 非農地証明交付申請の承認について

議案第 3 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) の決定について

議案第 4 号 農用地利用配分計画に係る意見について